

スラバヤ来訪を予定されている皆様に特にご注意いただきたい点 **NEW**

○パスポート：

- ・インドネシア入国時に6か月以上の残存有効期間と十分な空白の査証頁が必要
- ・滞在中のパスポート紛失・盗難等に注意

○ビザ（査証）または滞在許可：

有効期限を確認してオーバーステイ（不法残留）にならぬよう注意。オーバーステイには一日ごとに高額の罰金が課されるほか、国外退去処分となるケースもあるため要注意。

○海外旅行保険：

新型コロナを含む各種感染症や交通事故等による病気や怪我等に備えて、十分な補償の海外旅行保険等に加入することを強く推奨

○運転免許証：

日本で取得した国際免許証はインドネシアでは無効のため当地での運転はできません（日本とインドネシアで加盟する国際条約が異なるため）

○検疫：（10月18日現在）

原則2回以上の新型コロナのワクチン接種が完了していることが必要です（入国時に検疫官による英文接種証明書の確認があります）。またインドネシア国内線を利用する場合には利用する航空会社の搭乗条件〔ワクチン接種条件〕を要確認

○第三国経由でスラバヤ・ジュアンダ国際空港から出入国する場合：

- ・経由国の出入国条件等を経由国の駐日大使館や利用航空会社などに直接確認
- ・特にLCC（格安航空会社）は、最新の規則と異なる運用がなされることがあり邦人観光客の搭乗拒否事案が発生しています。リスクを理解の上、自己責任で利用

○スラバヤ・ジュアンダ国際空港施設内における写真等の撮影：

出入国審査エリア付近の写真・動画撮影は禁止されています

○アルコール及び現金の持込：

・スラバヤ・ジュアンダ空港税関事務所によれば、21歳以上の個人使用に限り、アルコール飲料1リットルまで免税（これを超えるアルコール類は没収処分となりますので要注意）

- ・1億ルピア（もしくは相当の外貨）以上の持ち込みは税関申告が必要
- ・全ての入国者は税関申告をこちらのリンク（e-CD: <https://ecd.beacukai.go.id>）を通して入国前に行う必要があります。

○インドネシア国外からスマホを持ち込む場合のIMEI登録（IMEI：International Mobile Equipment Identity）：

- ・90日以内の滞在の場合、各通信会社の正規取扱店でSIM購入時に登録可能
- ・90日を超えて滞在する場合は、インドネシア入国前にインドネシア関税局HP（<https://www.beacukai.go.id/register-imei.html>）で登録の上、入手したQRコードを入国時に税関で提示して手続き（※未登録のスマホ等については一定期間を過ぎると電波（電話回線）が利用できなくなります
- ・スマホ等の価格によって課税額が異なります